

歯科医療救護に係る費用弁償等についての覚書

福島県（以下「甲」という。）と社団法人福島県歯科医師会（以下「乙」という。）との間において平成22年12月9日に締結した「災害時の歯科医療救護に関する協定書」及び「災害時の歯科医療救護に関する協定書実施細目」で定める費用弁償等について、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

（歯科医療機関に救護所が設置された場合）

第1条 歯科医療機関に救護所が設置された場合、歯科医療機関の歯科医師、歯科衛生士への費用弁償は、本協定書及び実施細目を準用し、甲が負担する。

2 施設設備の維持運営費や施設設備の損傷に係る実費については、本協定書第12条に基づく協議事項とする。

（救護班の歯科技工）

第2条 歯科医療救護班が必要とした歯科技工代については、第10条第1項第2号を準用し、その費用は甲が負担する。

2 歯科医療救護班への歯科技工士の参加については、本協定書第12条に基づく協議事項とする。

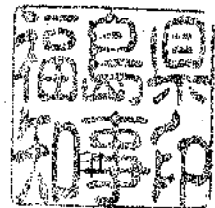
（その他）

第3条 歯科医療救護所での治療は、原則として保険診療のみを行う。

本覚書を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年12月9日

甲 福島県  
福島県知事 佐藤雄平



乙 福島県福島市仲間町6番6号  
社団法人福島県歯科医師会  
会長 金子振

